

◆◆◆余市税務署からのお知らせ◆◆◆

■確定申告のお知らせ

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月 16 日（火）から 3月 15 日（火）までです。

◆確定申告会場開設期間 2月 16 日（火）から 3月 15 日（火）まで

◆確定申告会場開設時間 平日：午前 9 時から午後 5 時まで

◆確定申告会場 余市税務署（朝日町 1 番地）

※申告書の作成には時間がかかりますので、午後 4 時頃までにお越しください。

※駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

■申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

平成 27 年分から、給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税とあわせて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

■公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です（外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給がある場合を除きます。また、源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます）。

税務署への確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場税務課にお尋ねください。

■白色申告の方の記帳・帳簿書類の保存制度について

平成 26 年 1 月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）。

②記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

③帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

◆問合せ 余市税務署 ☎ 22-2093